東和薬品

東和薬品行政ニュース　2025年2月18日号【医科版】

医療DX推進体制整備加算等の見直しについて

1月29日、中央社会保険医療協議会（以下、中医協）において、医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の要件等の見直しについて承認されました。4月1日より加算の点数及び要件等が見直される予定です。

本号では、医療DX推進体制整備加算の見直される内容及び当日示された資料から一部紹介します。

Topic解説

見直しの背景

当該加算は昨年の10月に見直されており、再度今年の4月に見直されることが決定していました。今回はその見直しのための議論となります。

参考：令和6年7月17日　答申書附帯意見

1 医療DX推進体制整備加算に係る令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件の設定に当たっては、令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、本年末を目途に、マイナ保険証の利用状況、保険医療機関・保険薬局における利用促進に向けた取組状況等、実態を十分に勘案した上で検討、設定すること。

2 医療DX推進体制整備加算について、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスの整備状況や運用の実態等を十分に確認した上で、評価のあり方及び必要な対応について検討すること。

見直しの概要

- 導入済の医療機関と未導入の医療機関の間で加算点数に差を設ける
- 令和7年4月から9月までにおけるマイナ保険証利用率の実績要件を新たに設定

具体的な内容

点数について、電子処方箋導入済みの施設（加算1～3）と未導入の施設（加算4～6）で6段階に分かれます。

マイナ保険証利用率が引き上げられます。（詳細はウラ面参照）

～2025/3/31	
初診料 医療DX推進体制整備加算	
医療DX推進体制整備加算１	11点
医療DX推進体制整備加算２	10点
医療DX推進体制整備加算３	８点

2025/4/1～2025/9/30（予定）	
初診料 医療DX推進体制整備加算	
医療DX推進体制整備加算１	12点
医療DX推進体制整備加算２	11点
医療DX推進体制整備加算３	10点
医療DX推進体制整備加算４	10点
医療DX推進体制整備加算５	９点
医療DX推進体制整備加算６	８点

Topic解説

マイナ保険証利用率（現行）	
利用率実績	R6.10～
適用時期	R7.1.1～R7.3.31
加算１	30%
加算２	20%
加算３	10%

マイナ保険証利用率（改定案）	
利用率実績	R7.1～
適用時期	R7.4.1～R7.9.30
加算１・４	**45%**
加算２・５	**30%**
加算３・６	**15%※**

※ 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

要件について

マイナ保険証利用率

現行と変わらず、直近3カ月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率の他に、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできます。

届出に関する事項

届出に関し、届出直しや辞退届の有無については疑義解釈通知等により公表される予定です。
以下、1月29日の中医協で示された資料を一部紹介します。

- 令和7年3月31日までに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ていない保険医療機関・薬局であって、同年4月1日以降に医療DX推進体制整備加算を算定する場合には、新たな様式で施設基準の届出が必要であること。
- 令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出た保険医療機関・薬局において、マイナ保険証利用率要件が基準に満たない場合には、届出直し・辞退届出は不要であるが、加算を算定できないこと。（疑義解釈通知で規定予定）
- 令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出た保険医療機関において、同年4月1日以降に「電子処方箋未導入」の加算を算定する場合には、届出直しは不要であるが、「電子処方箋導入済み」の加算を算定する場合には、同年4月1日までに新たな様式で届出直しが必要なこと。（疑義解釈通知で規定予定）

答申書附帯意見

今回の見直しに際し、再度答申書附帯意見が出されました。
マイナ保険証利用率の割合については2025年10月に再度見直される模様です。

1 医療DX推進体制整備加算に係る令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件の設定に当たっては、マイナ保険証利用率の更なる向上に向け、本年7月頃を目途に、マイナ保険証の利用状況、保険医療機関・保険薬局における利用促進に関する取組状況等、実態を十分に勘案した上で検討、設定すること。

2 電子処方箋については、令和7年度夏を目途に見直しを行うこととされている電子処方箋に関する新たな目標の達成等に資するよう、その評価の在り方及び実効的な措置について、次期診療報酬改定に向けて検討すること。

参考：厚生労働省_中医協総会（2025/1/29）総-8-2、総-9-2 をもとに作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_49588.html

本資料は、医療関係者に対する情報提供を目的として作成したものであり、
弊社並びに弊社社員の見解及び意見を表明するものではありません。
本資料に記載された情報は資料作成時点のものであり、将来予告なく変わることがあります。

発行元：東和薬品株式会社
DC-005359_02